

成安造形大学学則

最終改正施行日 令和 5 年 4 月 1 日

第 1 章 総則

第 1 節 目的、自己点検・評価及び情報の積極的な公開

(目的)

第 1 条 成安造形大学（以下「本学」という。）は、デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 1 条の 2 本学は、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 前項の点検・評価を行なうにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(情報の積極的な公開)

第 1 条の 3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができ
る方法によって積極的に公開するものとする。

第 2 節 組織

(学部、学科及び定員)

第 2 条 本学に芸術学部を置く。

2 芸術学部（以下、「学部」という。）に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	2 年次編入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
芸術学部	芸術学科	2 2 0	4	4	9 0 0

(学部、学科の人材育成目的)

第 2 条の 2 建学の精神、校訓、及び基本理念（教育理念）の下、芸術分野の専門性と創造性

(クリエイティビティ)に優れ、よりよき社会のあり方について主体的に考え行動することができる人材の育成を目的とする。

(附属研究機関)

第3条 本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るため、附属の研究機関を置く。

2 各研究機関に関する必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第4条 本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るため、附属の研究機関を置く。

2 各研究機関に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第5条 本学に、事務局を置く。

2 前項の事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、次の職員を置く。

(1) 学長、副学長及び学部長

(2) 教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員及び技術職員、その他必要な職員

2 職員の任免その他の人事に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 学長、副学長及び学部長

(学長)

第6条の2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第6条の3 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第6条の4 学部長は、学長の命を受けて、学部に関する校務をつかさどる。

第5節 教授会及び専門組織

(教授会)

第7条 本学に、教授会を置く。

2 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(専門組織)

第8条 本学に、必要な専門組織を設けることができる。

第6節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月15日に終わる。

後期 9月16日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学長は、前項に定める学期について、事情により学期の数又は期間を変更することができる。

(授業期間)

第11条 1年間の授業期間は、35週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(4) 学校法人京都成安学園の創立記念日(7月17日)

(5) 春期休業(3月10日より3月31日までを原則とする)

(6) 夏期休業(7月26日より9月15日までを原則とする)

(7) 冬期休業(12月20日より翌年1月10日までを原則とする)

2 学長は、必要のある場合、前項の休業日を変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部及び学科

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第14条 本学の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条及び第21条の2の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第15条 本学に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、本学が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者も含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、入学までに18歳に達する者

(入学の出願)

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、教授会の意見

を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第19条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出すると共に、所定の入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学籍)

第20条 前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

2 前項に定めるところにより、本学の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(編入学)

第21条 本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 本学と同系列(学位授与機構の定める芸術学「美術」の専門科目に準じる。以下省略)の大学を卒業した者

(2) 本学と同系列の短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 本学と同系列の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者

(4) 本学と同系列の専修学校のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者。ただし、学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る

(5) 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者。但し、本学と同系列の学士、または準学士、短期大学士を取得した者に限る

(6) 本学において、前各号と同等と認められた者で、入学までに20歳に達する者

2 本学の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

(3) 大学に1年以上在学し、32単位以上修得した者

(4) 専修学校のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者。ただし、学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る

(5) 外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者。但し、学士、または準学士、短期大学士を取得した者に限る

(6) 本学において、前各号と同等と認められた者で、入学までに19歳に達する者

3 前項、前々項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取

り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

4 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第21条の2 本学の第3年次に転入学することができる者は、本学と同系列の大学に2年以上在学中で、62単位以上取得した者に限る。また、本学の第2年次に転入学することができる者は、大学に1年以上在学中で、32単位以上取得した者に限る。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条の3 次の各号の一に該当する者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 学則第38条の規定により退学した者

(2) 学則第39条第1項第1号の規定により除籍した者

2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第22条 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。

3 本学の授業科目の種類、単位数は別表第1-1及び別表第1-2、別表第2-1及び別表第2-2のとおりとする。

4 資格・免許状取得に関する科目は、次の各号に定めるところによる。

(1) 博物館法及び同法施行規則に定める学芸員の資格取得に必要な科目・単位数は、別表第2-1のとおりとする。

(2) 教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目・単位数は、別表第2-2のとおりとする。

(授業科目の方法)

第22条の2 授業科目は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 3 第1項の授業科目を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業科目の履修と卒業要件)

第23条 学生は、次の各号に定めるところにより、別表第1-1及び別表第1-2の教育課程を履修しなければならない。

- (1) 開設授業科目は、第1年次より第4年次までにおいて履修する。
- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は卒業までに規定の単位数を修得しなければならない。
- 2 卒業に必要な単位数は、次の各号に定めるところにより、124単位以上とする。
 - (1) 専門研究科目群の10単位を修得する。
 - (2) 専門導入科目群、専門基盤科目群、基礎科目群、応用科目群、社会実践科目群、教養科目群より114単位以上を修得する。
- 3 前項の規定により卒業要件として修得すべき124単位のうち、第22条の2第2項の授業の方法により修得した単位数は60単位を超えることができない。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 卒業研究の授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 3 学修と評価に関する事項は、別に定める。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし第24条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。
- 3 前各項に関する必要な事項については、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第26条第1項及び第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に関する必要な事項については、別に定める。

(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に関する必要な事項は、別に定める。
- 5 第1年次入学者の単位認定は、学長が決定する。

(第2年次、3年次入学者の既修得単位の認定)

第29条 第2年次、3年次入学者の単位認定は、入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を62単位とする。

- 2 第2年次、3年次入学者の単位認定は、学長が決定する。
- 3 第2年次、3年次入学者の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第30条 授業科目の試験の成績は、秀(90点以上)・優(80点～89点)・良(70点～79点)・可(60点～69点)・不可(59点以下)の5種の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。

(資格取得)

第31条 博物館法（昭和26年法律第285号）同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に規定する博物館に関する科目及び別に定める科目の単位を修得した者には、学芸員の資格を授与する。

(免許取得)

第31条の2 本学に教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく。

2 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

学部・学科	免許状の種類
芸術学部芸術学科	中学校教諭1種免許状（美術） 高等学校教諭1種免許状（美術）

3 本学において前項の免許状取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(その他)

第32条 この節に定めるもののほか、履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学及び退学並びに除籍

(休学)

第33条 疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、事由を付して保証人連署の上「休学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病、その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条 休学期間は、当該年度内とする。ただし、特別の理由がある場合は、継続して2年を超えない範囲を原則として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第14条の在学期間には算入しない。

(復学)

第35条 休学者が復学しようとする場合は、事由を付して保証人連署の上「復学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第36条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、事由を付して保証人連署の上「転学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条 本学と協定を結んでいる外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可により留学できる期間は、1年以内とする。

3 留学期間は、第13条に規定する修業年限に含めることができる。

4 留学した大学等で修得した単位の取り扱いについては、第26条の規定による。

5 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第38条 退学しようとする者は、事由を付して保証人連署の上「退学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第39条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(2) 第14条に規定する在学期間を超えた者

(3) 第34条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学又は退学についての願い出のない者

(4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(5) 正当な理由がなく所定の手続きを怠り、修学意思がないと認められる者

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第40条 本学に4年(第21条及び第21条の2の規定により入学した者は、同条2項の在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。

(学位授与)

第41条 本学を卒業した者に対して、学士(芸術学)の学位を授与する。

第6節 研究生、聴講生、単位互換履修生、科目等履修生、委託生、研修生、

客員研究員及び外国人留学生

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条 本学の特定の授業科目の聴講を希望する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第44条 本学において他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む）との協議により、当該他大学等の学生に単位互換履修生として本学の授業科目を履修させることができる。

2 単位互換履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の特定の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第25条及び第30条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(委託生及び研修生)

第46条 他大学等又は地方公共団体等から、学生や職員の研究・研修を本学に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、委託生及び研修生として受け入れることができる。

2 他大学等から委託された学生は、委託生といい、地方公共団体等から委託された職員は、研修生という。

3 委託生・研修生に関する必要な事項は、別に定める。

(客員研究員)

第47条 本学に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学納金及びその他の納付金

(学納金及びその他の納付金等の金額)

第49条 本学の学納金及びその他の納付金等(以下、「学納金等」という。)の種別と金額は、別表第3及び別表第3-2のとおりとする。

(学納金等の納入期日)

第50条 学納金等は、全額一括納入又は2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることができる。

2 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の学納金等)

第51条 学期の途中で退学又は除籍された者の当該期分の学納金等は徴収する。

2 停学期間中の学納金等は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第52条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料を納付することにより休学期間中の学納金等を免除する。

2 学期途中から休学する場合の学納金等の取扱については、別に定める。

(復学の場合の学納金等)

第53条 復学した者は、復学を許可された学期末までの学納金等を指定する期日までに納入しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第54条 学年の途中で卒業する見込の者は、当該学期までの学納金等を納入しなければならない。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第55条 経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。
- 3 外国人留学生については、別に定める。

(納付した学納金等)

第56条 既納された学納金等は、原則として返還しない。

第4章 賞罰

(表彰)

第57条 学長は、学力優秀・品行方正にして学生生活において他の学生の模範となる者を、卒業時又はその他の機会にこれを表彰することができる。

- 2 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 学長は、学生が本学の学則又は諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 厚生施設

(保健室)

第59条 本学に保健室を附設する。

- 2 保健室に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 奨学金

(奨学金)

第60条 本学に奨学金の制度を設ける。

- 2 奨学金の制度に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第61条 本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学則の変更

(学則の変更)

第62条 本学則の変更は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

附 則

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成6年4月1日から改正施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から改正施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から改正施行する。

附 則

1 本学則は、平成9年4月1日から改正施行する。

2 本学則の施行により、学則第22条第3項に定める別表2「学芸員課程」について、施行日の前に修得した科目の単位は、新学則の単位を修得したものとみなす。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から改正施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則

1 本学則は、平成12年4月1日から改正施行する。

2 本学則の施行により、学則第22条第3項に定める別表第2「学芸員課程」について、施行日の前に修得した科目の単位は、新学則の単位を修得したものとみなす。

附 則

- 1 本学則は、平成14年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成14年度第1年次入学者及び平成16年度第3年次編入学者から適用し、平成13年度以前の第1年次入学者及び平成15年度以前の第3年次編入学者は、第16条、第27条を除き平成12年4月1日改正施行の規程による。
- 3 前項にかかわらず、次の授業科目は、平成11年度、平成12年度、平成13年度の第1年次入学者及び平成13年度、平成14年度、平成15年度の第3年次編入学者に適用する。

経営学1	2単位	専門英語D	2単位
経営学2	2単位	専門英語E	2単位
体育実技〔身体表現〕	2単位	専門英語F	2単位
造形産業実習A	2単位	専門英語G	2単位
造形産業実習B	2単位	専門英語H	2単位
身体論	2単位	専門英語I	2単位
舞台美術論	2単位	専門英語J	2単位
基本科目特講A	2単位	専門英語K	2単位
基本科目特講B	2単位	専門英語L	2単位
基本科目特講C	2単位	観光文化論2	2単位
基本科目特講D	2単位	国際文化交流論2	2単位
基本科目特講E	2単位	ファッション素材論	2単位
基本科目特講F	2単位	服飾史1〔日本〕	2単位
基本科目特講G	2単位	服飾史2〔西洋〕	2単位
基本科目特講H	2単位	ファッションビジネス論	2単位
基本科目特講I	2単位	服飾心理学	2単位
基本科目特講J	2単位	服飾社会学	2単位
専門英語A	2単位	住宅一般構造	2単位
専門英語B	2単位	住環境と法律	2単位
専門英語C	2単位	住環境設備	2単位

附 則

- 1 本学則は、平成15年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成14年度第1年次入学者及び平成16年度第3年次編入学者から適用する。平成13年度以前の第1年次入学者及び平成15年度以前の第3年次編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、平成16年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成16年度第1年次入学者から適用する。なお、3年次編入学者については平成18年度入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成17年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成17年度第1年次入学者から適用する。なお、3年次編入学者については平成19年入学者から適用する。
- 3 前項にかかわらず、次の授業科目は、平成14年度、平成15年度、平成16年度の第1年次入学者及び平成16年度、平成17年度、平成18年度の第3年次編入学者に適用する。
イラストレーション特別演習A 1単位 イラストレーション特別演習B 1単位
イラストレーション特別演習C 1単位 イラストレーション特別演習D 1単位

附 則

- 1 本学則は、平成18年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成18年度第1年次入学者から適用する。なお、3年次編入学者については平成20年度入学者から適用する。
- 3 前項にかかわらず、次の授業科目は、平成15年度、平成16年度、平成17年度の第1年次入学者及び平成17年度、平成18年度、平成19年度の第3年次編入学者に適用する。
プロダクトデザイン概論 2単位 インターフェイス概論 2単位
デザインマーケティング論 2単位 生産技術論 2単位
デザインマネジメント論 2単位

附 則

- 1 本学則は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成19年度第1年次入学者から適用する。なお、3年次編入学者については平成21年度から適用する。
- 3 前項にかかわらず、次の授業科目は、平成16年度、平成17年度、平成18年度の第1年次入学者及び平成18年度、平成19年度、平成20年度の3年次編入学者に適用する。
経済学 2単位 経営学 2単位 法学〔日本国憲法〕 2単位
琵琶湖の民俗史 2単位 近江学A 2単位 近江学B 2単位
科学技術概論 2単位 地域文化論 2単位 健康体力論 2単位
スポーツ実習A 1単位 スポーツ実習B 1単位 スポーツ実習C 1単位
スポーツ実習D 1単位 スポーツ実習E 1単位 教養演習A-I 2単位
教養演習A-II 2単位 教養演習B-I 2単位 教養演習B-II 2単位
教養演習C-I 2単位 教養演習C-II 2単位 教養演習D-I 2単位
教養演習D-II 2単位 教養演習E-I 2単位 教養演習E-II 2単位
教養演習F-I 2単位 教養演習F-II 2単位 教養演習G-I 2単位
教養演習G-II 2単位 教養演習H-I 2単位 教養演習H-II 2単位
教養演習I-I 2単位 教養演習I-II 2単位 教養演習J-I 2単位
教養演習J-II 2単位 基礎英語D 2単位 中級英語D 2単位
中級英語E 2単位 中級英語F 2単位 中級英語G 2単位

中級英語 H	2 単位	中級英語 I	2 単位	中級英語 J	2 単位
上級英語 C	2 単位	上級英語 D	2 単位	上級英語 E	2 単位
上級英語 F	2 単位	上級英語 G	2 単位	上級英語 H	2 単位
フランス語 A	2 単位	フランス語 B	2 単位		
キャリアデザイン特講 1	2 単位	キャリアデザイン特講 2	2 単位		
キャリアデザイン特講 3	2 単位	キャリアデザイン演習 A	2 単位		
キャリアデザイン演習 B	2 単位	キャリアデザイン演習 C	2 単位		
キャリアデザイン演習 D	2 単位	キャリアデザイン演習 E	2 単位		
キャリアデザイン演習 F	2 単位	キャリアデザイン演習 G	2 単位		
キャリアデザイン演習 H	2 単位	インターンシップ A	2 単位		
インターンシップ B	2 単位	インターンシップ C	2 単位		
コンピュータ資格講座 A	1 単位	コンピュータ資格講座 B	1 単位		
英語資格講座 A	1 単位	英語資格講座 B	1 単位		
英語資格講座 C	1 単位	色彩検定講座 1	1 単位		
色彩検定講座 2	1 単位	東洋・日本美術史概説 A	2 単位		
東洋日本美術史概説 B	2 単位	西洋美術史概説 A	2 単位		
西洋美術史概説 B	2 単位	デザイン史概説 A	2 単位		
デザイン史概説 B	2 単位	図法演習	2 単位	現代音楽論	2 単位
芸術鑑賞 A	2 単位	芸術鑑賞 B	2 単位	芸術鑑賞 C	2 単位
芸術鑑賞 D	2 単位				
コンピュータ基礎演習 1	2 単位	コンピュータ基礎演習 2	2 単位		
コンピュータ基礎演習 3	2 単位	コンピュータ基礎演習 4	2 単位		
コンピュータ実践講座 A	1 単位	コンピュータ実践講座 B	1 単位		
コンピュータ実践講座 C	1 単位	コンピュータ実践講座 D	1 単位		
コンピュータ実践講座 E	1 単位	コンピュータ実践講座 F	1 単位		
解剖学	2 単位	美術特論	2 単位	映画史	2 単位
アニメーション・映像論	2 単位	放送論	2 単位	日本建築史	2 単位
西洋建築史	2 単位	都市論	2 単位		
プロダクトデザイン概論	2 単位				
インターフェイス概論	2 単位	生産技術論	2 単位		
デザインマーケティング論	2 単位	デザインマネジメント論	2 単位		
日本服飾史	2 単位	西洋服飾史	2 単位	絵画材料学	2 単位
造形特別実習 A	1 単位	造形特別実習 B	1 単位	造形特別実習 C	1 単位
素描基礎実習 A	1 単位	素描基礎実習 B	1 単位	素描基礎実習 C	1 単位
国際文化交流論	2 単位	国際文化交流実習	2 単位	展示学 A	2 単位
展示学 B	2 単位	創作における権利と倫理	2 単位	観光論	2 単位
アートマネジメント論 A	2 単位	アートマネジメント論 B	2 単位		
地域文化振興論	2 単位	プロデュース論 A	2 単位		

プロデュース論 B	2 単位	プロデュース論 C	2 単位		
プロジェクト演習 A 1	2 単位	プロジェクト演習 A 2	2 単位		
プロジェクト演習 A 3	2 単位	プロジェクト演習 A 4	2 単位		
プロジェクト演習 A 5	2 単位	プロジェクト演習 B 1	2 単位		
プロジェクト演習 B 2	2 単位	プロジェクト演習 B 3	2 単位		
プロジェクト演習 B 4	2 単位	プロジェクト演習 B 5	2 単位		
プロジェクト演習 C 1	2 単位	プロジェクト演習 C 2	2 単位		
プロジェクト演習 C 3	2 単位	プロジェクト演習 C 4	2 単位		
プロジェクト演習 C 5	2 単位	プロジェクト演習 D 1	2 単位		
プロジェクト演習 D 2	2 単位	プロジェクト演習 D 3	2 単位		
プロジェクト演習 D 4	2 単位	プロジェクト演習 D 5	2 単位		
プロジェクト特別実習 A 1	1 単位	プロジェクト特別実習 A 2	1 単位		
プロジェクト特別実習 A 3	1 単位	プロジェクト特別実習 A 4	1 単位		
プロジェクト特別実習 A 5	1 単位	プロジェクト特別実習 B 1	1 単位		
プロジェクト特別実習 B 2	1 単位	プロジェクト特別実習 B 3	1 単位		
プロジェクト特別実習 B 4	1 単位	プロジェクト特別実習 B 5	1 単位		
プロジェクト特別実習 C 1	1 単位	プロジェクト特別実習 C 2	1 単位		
プロジェクト特別実習 C 3	1 単位	プロジェクト特別実習 C 4	1 単位		
プロジェクト特別実習 C 5	1 単位	プロジェクト特別実習 D 1	1 単位		
プロジェクト特別実習 D 2	1 単位	プロジェクト特別実習 D 3	1 単位		
プロジェクト特別実習 D 4	1 単位	プロジェクト特別実習 D 5	1 単位		
発想法演習	2 単位	住環境フィールドワーク演習	2 単位		
住宅一般構造	2 単位	住環境と法律	2 単位	住環境設備	2 単位
民族服飾論	2 単位	衣装芸術論	2 単位	社会調査法演習	2 単位
サウンド演習	2 単位	メディア演習	2 単位	デザイン総合実習 A	2 単位
デザイン総合実習 B	2 単位	造形表現総合実習 A	2 単位		
造形表現総合実習 B	2 単位				

附 則

- 1 本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成 20 年度第 1 年次入学者から適用する。なお、3 年次編入学者については平成 22 年度から適用する。
- 3 前項にかかわらず、次の授業科目は、平成 17 年度、平成 18 年度、平成 19 年度の第 1 年次入学者及び平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度の 3 年次編入学者に適用する。

教養演習 K-I	2 単位	教養演習 K-II	2 単位	中級英語 K	2 単位
中級英語 L	2 単位	上級英語 I	2 単位	上級英語 J	2 単位

附 則

- 1 本学則は、平成22年4月1日から改正施行する。
(造形学部デザイン科、造形美術科の存続に関する経過措置)
造形学部デザイン科、造形美術科は、改正後の学則の第2条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その時点で廃止する。
- 2 本学則は、平成22年度第1年次入学者から適用する。尚、3年次編入学者については平成24年度から適用する。
- 3 前項にかかわらず、平成22年度と平成23年度の3年次編入学者は、造形学部デザイン科、または造形美術科に入学するものとする。尚、その入学定員はデザイン科7名、造形美術科3名とする。
- 4 前3項にかかわらず、次の授業科目は、平成19年度、平成20年度、平成21年度の第1年次入学者及び平成21年度、平成22年度、平成23年度の3年次編入学者に適用する。

ファッションマーケティング論	2単位	ユーザーインタフェース論	2単位
ファッションデザイン論	2単位	ファッションデザイン史	2単位
メディアアート概論	2単位	大型プリンタ特別実習	1単位
版画特別実習	1単位	住居と法律	1単位
建築施工	1単位	建築構造演習1	2単位
建築構造演習2	2単位	英語実践講座A	1単位
英語実践講座B	1単位	英語実践講座C	1単位
色彩実践講座1	1単位	色彩実践講座2	1単位

附 則

本学則は、平成23年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成24年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、本学則第22条第3項に定める別表第2-1「学芸員に関する科目」については、平成24年度第1年次入学者及び第3年次編入学者から適用する。平成23年度以前の第1年次入学者及び第3年次編入学者は、なお従前の例による。
- 3 前第1項にかかわらず、本学則第30条に定める成績は、平成24年度第1年次入学者及び平成26年度第3年次編入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成25年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、次の授業科目は平成22年度の第1年次入学者及び平成24年度第3年次編入学者から適用する。

デザインプロデュース演習1	2単位	デザインプロデュース実習1	1単位
デザインプロデュース演習2	2単位	デザインプロデュース実習2	1単位
デザインプロデュース演習3	2単位	デザインプロデュース実習3	1単位

デザインプロデュース演習 4	2 単位	デザインプロデュース実習 4	1 単位
デザインプロデュース演習 5	2 単位	デザインプロデュース実習 5	1 単位

附 則

- 1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第 22 条第 3 項に定める別表第 1-2、別表第 2-1、別表第 2-2 及び第 23 条第 2 項については、平成 26 年度第 1 年次入学者及び平成 28 年度 3 年次編入学者から適用する。

附 則

- 1 本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 本学則は、平成 29 年度第 1 年次入学者から適用する。なお、第 3 年次入学者については平成 31 年度から適用する。
- 3 造形学部デザイン科・造形美術科の廃止の時期は、平成 29 年 3 月 31 日とする。

附 則

- 1 本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第 22 条第 3 項に定める別表第 1-1、別表第 1-2 及び第 22 条第 4 項第 2 号に定める別表第 2-2 については、平成 30 年度第 1 年次入学者及び平成 32 年度第 3 年次編入学者から適用する。なお平成 29 年度以前の第 1 年次入学者及び平成 31 年度までの第 3 年次編入学者については、従前の別表第 1-1、別表第 1-2 及び別表第 2-2 を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第 22 条第 3 項に定める別表第 1-1、別表第 1-2 の次の授業科目については、平成 29 年度以前の第 1 年次入学者及び平成 31 年度までの第 3 年次編入学者にも適用する。

ファウンデーション実習 B 3	1 単位	総合デザイン概論	2 単位
情報デザイン概論	2 単位	情報デザイン論 1	2 単位
情報デザイン論 2	2 単位	情報デザイン論 3	2 単位
情報デザイン論 4	2 単位	舞台美術演習	2 単位
特別講義 6	1 単位	エコロジーと社会	2 単位

- 4 前第 2 項にかかわらず、第 22 条第 4 項第 2 号に定める別表第 2-2 の次の授業科目については、平成 29 年度以前の第 1 年次入学者及び平成 31 年度までの第 3 年次編入学者にも適用する。

英語E	1単位	英語F	1単位	英語G	1単位
英会話E	1単位	ファウンデーション実習B3	1単位		

附 則

- 1 本学則は、平成31年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第22条第3項に定める別表第1-1、別表第1-2及び別表第2-2については平成31年度第1年次入学者及び平成33年度第3年次編入学者から適用する。なお平成30年度以前の第1年次入学者及び平成32年度までの第3年次編入学者については、従前の別表第1-1、別表第1-2及び別表第2-2を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第22条第3項に定める別表第1-1の次の授業科目については、平成30年度以前の第1年次入学者及び平成32年度までの第3年次編入学者にも適用する。

美術理論 2単位

附 則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から改正施行する。

附 則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第22条第3項に定める別表第2-2については令和4年度第1年次入学者から適用する。なお令和3年度以前の入学者については、従前の別表第2-2を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和5年4月1日から改正施行する。
- 2 前項にかかわらず、第22条第3項に定める別表第1-1及び別表第1-2については令和5年度第1年次入学者、令和6年度第2年次編入学者及び令和7年度第3年次編入学者から適用する。なお令和4年度以前の第1年次入学者、令和5年度までの第2年次編入学者及び令和6年度までの第3年次編入学者については、従前の別表第1-1及び別表第1-2を適用する。
- 3 前項にかかわらず、第22条第3項に定める別表第1-1の次の授業科目については、令和4年度以前の第1年次入学者、令和5年度までの第2年次編入学生及び令和6年度までの第3年次編入学者にも適用する。

プロジェクト演習A1	2単位
プロジェクト演習A2	2単位
プロジェクト演習B1	2単位
プロジェクト演習B2	2単位
プロジェクト演習C1	2単位
プロジェクト演習C2	2単位
プロジェクト演習D1	2単位
プロジェクト演習D2	2単位

プロジェクト演習E 1	2単位
キャリアデザイン特講A	2単位
キャリアデザイン特講B	2単位
キャリアデザイン論	2単位
キャリアデザイン演習A	2単位
キャリアデザイン演習B	2単位
キャリアデザイン演習C	2単位
キャリア実践演習A	2単位
キャリア実践演習B	2単位